

国立大学法人埼玉大学不動産管理規則

〔平成16年4月1日〕
規則第142号

改正 平成20. 3. 1 19規則97

目次

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 管理（第9条 - 第18条）

第3章 雑則（第19条 - 第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学会計規則（以下「会計規則」という。）第32条及び第33条の規定に基づき、本学における不動産の管理に関する基本的事項を定め、もって、不動産の適正かつ効率的で良好な管理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学における不動産の管理については、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

（不動産の範囲）

第3条 この規則において「不動産」とは、会計規則第31条に定める固定資産のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 工作物
- (4) 前3号の従物
- (5) 立木竹
- (6) 船舶（水上運搬具を含む。以下同じ。）
- (7) 地上権、地役権、水利権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (8) 特許権、実用新案権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利

（不動産の分類）

第4条 不動産は、別に定めるところにより分類し整理する。

（管理の総括）

第5条 不動産の管理は、学長が総括する。

（不動産管理責任者）

第6条 不動産の管理に関する事務を掌る者として、別に定める不動産管理責任者を置く。

2 学長は、不動産管理責任者に事故があるとき又は欠けたときは、代理者を置くものとする。

(管理の義務)

第7条 不動産の管理に関する事務を行う役職員は、この規則その他の不動産の管理に関する規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行わなければならない。

(不動産の管理に関する報告等)

第8条 学長は、必要があると認めるときは、不動産管理責任者に不動産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要な措置を講ずることができる。

第2章 管理

(取得の措置)

第9条 不動産管理責任者は、新たに不動産を取得しようとするときは、学長の承認を得て、取得のために必要な措置を講じなければならない。

(取得に伴う登記又は登録)

第10条 学長は、登記又は登録を必要とする不動産を取得したときは、法令の定めるところにより登記又は登録を行うものとする。

(不動産の監守等)

第11条 不動産管理責任者は、不動産監守責任者、不動産補助監守責任者、火元責任者及び鍵保管責任者(以下「不動産監守責任者等」という。)を置くものとする。

2 前項の不動産監守責任者等の事務の範囲等については、別に定める。

3 不動産管理責任者は、必要があると認めるときは、不動産監守責任者等に不動産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要な措置を講ずることができる。

(不用の決定)

第12条 学長は、使用する必要がなくなった不動産、又は使用することができなくなった不動産について、不用の決定をすることができる。

(売払等及び廃棄)

第13条 不用の決定をした不動産は、これを売り払い又は交換(以下「売払等」という。)することができる。

2 学長は、売払等をしようとするときは、売払等のために必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、売払等をするのが不利又は不相当である不動産及び売払等をするこ

とができない不動産については、これを廃棄することができる。

(重要財産の処分)

第14条 学長は、文部科学省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(登記又は登録の抹消)

第15条 学長は、登記又は登録している不動産を処分したときは、登記又は登録の抹消に必要な措置を講じなければならない。

(貸付)

第16条 不動産は、本学の事務又は事業に支障がないと認められる場合には、貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付は有償とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長は、次の各号に掲げる場合には、不動産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。

(1) 本学の事務又は事業の普及又は宣伝を目的とするとき

(2) 本学の事務又は事業の用に供する土地、建物その他の物件の工事又は製造等のため必要なとき

(3) 文部科学省共済組合埼玉大学支部の事務及び事業の用に供するとき

(4) その他学長が特に必要があると認めるとき

4 貸付に係る手続及び貸付料算定基準については、別に定める。

(借用)

第17条 学長は、必要があると認めるときは、不動産を借り受けることができる。

2 前項により借り受けた不動産の管理については、この規則を準用する。

(修繕)

第18条 不動産管理責任者は、必要があると認めるときは、不動産の修繕に関する必要な措置を講じなければならない。

2 不動産管理責任者は、前項の修繕が不動産の重大な変更を要する場合は、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

第3章 雑則

(帳簿)

第19条 学長は、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

(報告)

第20条 学長は、毎事業年度末における不動産の管理状況等について、翌年度の5月末までに明らかにしておかななければならない。

(滅失又はき損)

第21条 不動産管理責任者又は不動産監守責任者等は、故意又は過失により、こ

の規定に違反して不動産の管理行為をしたこと、又は管理行為をしなかったことにより、不動産を滅失又はき損し、その他損害を与えた場合は、その損害を弁償する責を負うものとする。

2 不動産を使用する役職員（以下「使用者」という。）は、不動産を滅失又はき損したときは、不動産管理責任者に報告をしなければならない。

3 前項の報告における不動産の滅失又はき損が使用者の故意又は重大な過失によるときは、当該使用者は、当該不動産に相当する不動産又は残存価格若しくは修繕に要した費用を弁償する責を負うものとする。

4 不動産管理責任者は、第2項の報告を受けたときは、現状を調査して必要な措置を講じなければならない。

5 不動産管理責任者は、前項の措置をしたときは、学長に報告しなければならない。

（弁償命令）

第22条 不動産管理責任者は、前条に掲げる事実が発生したときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項による報告により、その者に対して弁償を命ずるものとする。

（検査）

第23条 学長は、毎事業年度1回以上不動産の管理の実態につき検査員を指名して検査するものとする。また、不動産管理責任者又は不動産監守責任者等が交替した場合で、その必要があると認めた場合についても同様とする。

2 検査員は、前項に規定する検査を完了したときは、検査の結果状況を学長に報告しなければならない。

（保険）

第24条 学長は、必要があるときは、不動産に保険を付することができる。

（雑則）

第25条 この規則に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20.3.1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

国立大学法人埼玉大学不動産貸付事務取扱細則

〔平成16年4月1日〕
規則第144号
改正 平成18.4.1 18規則81
平成20.3.1 19規則98

(趣旨)

第1条 本学における不動産の貸し付けについては、国立大学法人埼玉大学不動産管理規則(以下「不動産管理規則」という。)その他別に定めがある場合を除き、この細則の定めるところによる。

(長期貸付)

第2条 不動産管理規則第16条に規定する、本学の事務又は事業に支障がないと認める長期貸付ができるときは、次の各号の一に該当する場合とし、原則として当該事業年度を限度として貸し付けることができる。

- (1) 教職員の福利厚生のため、食堂その他教職員が直接利用するための施設に供するとき。
- (2) 学生及び教職員の福利厚生のため、食堂、売店、理髪店、その他学生及び教職員が直接利用するための施設に供するとき。
- (3) 電柱、公衆電話又は信号機など、使用目的が公共性の高い用途に供するとき
- (4) 水道又はガス等公益事業の用に供するとき。
- (5) 技術移転機関(TLO)が、その事業の用に供するとき。
- (6) 本学の事務又は事業の普及若しくは宣伝の用に供するとき。
- (7) 本学との契約に係る工事、清掃又は警備等の役務の提供者に、当該業務の遂行に必要な施設を供するとき。
- (8) 国の法令等に基づき、貸し付けに供するとき。
- (9) その他学長が必要と認めるとき。

(一時貸付)

第3条 不動産管理規則第16条に規定する、本学の事務又は事業に支障がないと認める一時貸付ができるときは、次の各号の一に該当する場合とし、原則として30日を限度として貸し付けることができる。

- (1) 試験又は講習等で適当と認めるものについて、その実施会場の用に供するとき。
- (2) 試合又は競技会等で適当と認めるものについて、その実施会場の用に供するとき。
- (3) その他学長が適当と認めるとき。

(貸付料の算定)

第4条 貸付料の算定については、当分の間、大蔵省管財局長通知藏管第1号（昭和33年1月7日）を準用するものとする。

2 貸付料においては、電気、ガス及び水道料その他使用に係る実費分を加算して算定することができる。

3 前2項にかかわらず、使用形態が特別な場合の貸付料については、学長が別に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則81）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20.3.1 19規則98）

この細則は、平成20年3月1日から施行する。

○国立大学法人埼玉大学不動産貸付要項

〔平成16年4月1日〕
制 定
改正 平成29. 2.23

(趣旨)

第1 本学に所属する不動産(以下「不動産」という。)を、本学以外の者に一時貸付するときは、国立大学法人埼玉大学不動産貸付事務取扱細則その他別に定めがある場合を除き、この要項の定めるところによる。

(貸付の許可手続)

第2 不動産の一時貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、不動産貸付許可願(別紙様式第1)により、原則として許可を受けようとする日の1ヶ月前までに、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請を許可したときは、不動産貸付許可書(別紙様式第2)を申請者に交付するものとする。

(貸付料等)

第3 第2第2項の規定により、不動産の貸付を許可された者(以下「借受者」という。)は、法令等に定めのある場合を除き別に定める貸付料及び当該不動産の使用に伴う光熱水料等の経費(以下「貸付料等」という。)を原則として使用開始日の前日までに納付しなければならない。ただし、国、地方公共団体、国立大学法人等が使用する場合にあっては、使用終了日の属する月の翌月の末日を納付期限として後納させることができる。

2 既納の貸付料等は、原則として還付しない。ただし、天災その他借受者の責に帰すことができない事由により使用できないときは、その使用できない期間に相当する使用料に相当する額を還付することができる。

(借受中止の手続)

第4 借受者は、貸付を許可された不動産の使用を中止しようとするときは、不動産借受中止届(別紙様式第3)により学長に届け出るものとする。

(貸付許可の取消等)

第5 学長は、本学において当該不動産を使用する必要が生じたとき、又は貸付許可に際して付した条件を守らないときは、借受者に対し貸付許可を取消し又は貸付日時を変更させ、若しくは必要な是正措置を命ずることができるものとする。

2 前項の措置により、借受者にいかなる損害が生じても、本学はその責を負わないものとする。

(原状回復)

第6 借受者は、故意若しくは過失により不動産を滅失又はき損したときは、本学

の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。

2 借受者が原状回復の義務を履行しないときは、本学は、借受者の負担においてこれを行うことができる。この場合、借受者は何等の異議を申し立てることができない。

(事故の責任)

第7 借受者は、不動産の借受中に生じた事故について一切の責を負うものとする。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月23日から施行する。

別紙様式第1（第2第1項関係）

（表）

不動産貸付許可願

平成 年 月 日

埼玉大学長 殿

申請者

（住所又は所在地）

（事業所又は団体名）

（代表者氏名）

㊞

（使用責任者氏名）

（電話）

国立大学法人埼玉大学不動産貸付要項及び裏面記載の貸付許可条件を遵守しますので、下記施設の貸付を許可願います。

記

施設の名称及び数量	
使用目的	
借受期間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
使用予定人員	名 男 名 名 女 名
その他参考事項	

(裏)

不動産貸付許可条件

- 1 貸付料等（貸付料及び光熱水料等負担金）は、請求書で指定された期日までに納入しなければならない。
- 2 貸付許可を受けた不動産を使用目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- 3 不動産を使用するに当たっては、次の事項を守らなければならない。
 - ア 貸付許可書及び領収証書を本学関係職員に提示すること。
 - イ 火気の取扱いは特に厳重にし、火災予防に対しては、万全の措置を講じること。
 - ウ 貸付許可を受けた施設以外の場所に出入りしないこと。
 - エ 使用後は速やかに整理・清掃のうえ、本学関係職員の検査を受けること。
- 4 故意又は過失により不動産を滅失又はき損したときは、本学の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。なお、原状回復の義務を履行しないときは、本学は、借受者の負担においてこれを行うことができる。この場合借受者は何等の異議を申し立てることができない。
- 5 借受者は、不動産の借受中に生じた事故について一切の責を負うものとする。
- 6 借受を中止する場合には速やかに届け出なければならない。
- 7 次の場合には、貸付許可を取消し又は貸付日時を変更させ、若しくは必要な是正措置を命ずることがある。
 - ア 貸付料等を納入しないとき。
 - イ 使用目的を無断で変更したとき又は他の者に転貸したとき。
 - ウ 本学の事業に支障を生じることとなったとき。
 - エ 施設を滅失及びき損するおそれが生じたとき。
 - オ 公序良俗に反するおそれがあることが判明したとき。
 - カ 不動産管理に支障が生じたとき。
 - キ その他貸付条件等を守らないとき。
- 8 前2項により貸付許可を取消し、又は借受を中止した場合であっても既納の貸付料等は、原則として還付しない。
- 9 不動産管理上必要があるときは、本学関係職員は随時貸付中の施設に立ち入り必要な指示を与えることができる。
- 10 その他詳細については、その都度本学関係職員が指示する。

別紙様式第2（第2第2項関係）

（表）

不動産貸付許可書

平成 年 月 日

殿

埼玉大学長

印

国立大学法人埼玉大学不動産貸付要項及び裏面記載の貸付許可条件を遵守することを条件として、下記のとおり貸付を許可します。

記

施設の名称及び数量			
使用目的			
貸付期間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで		
貸付料及び 光熱水料等負担金	貸付料	光熱水料等負担金	計
	円	円	円
その他参考事項			

(裏)

不動産貸付許可条件

- 1 貸付料等（貸付料及び光熱水料等負担金）は、請求書で指定された期日までに納入しなければならない。
- 2 貸付許可を受けた不動産を使用目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- 3 不動産を使用するに当たっては、次の事項を守らなければならない。
 - ア 貸付許可書及び領収証書を本学関係職員に提示すること。
 - イ 火気の取扱いは特に厳重にし、火災予防に対しては、万全の措置を講じること。
 - ウ 貸付許可を受けた施設以外の場所に出入りしないこと。
 - エ 使用後は速やかに整理・清掃のうえ、本学関係職員の検査を受けること。
- 4 故意又は過失により不動産を滅失又はき損したときは、本学の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。なお、原状回復の義務を履行しないときは、本学は、借受者の負担においてこれを行うことができる。この場合借受者は何等の異議を申し立てることができない。
- 5 借受者は、不動産の借受中に生じた事故について一切の責を負うものとする。
- 6 借受を中止する場合には速やかに届け出なければならない。
- 7 次の場合には、貸付許可を取消し又は貸付日時を変更させ、若しくは必要な是正措置を命ずることがある。
 - ア 貸付料等を納入しないとき。
 - イ 使用目的を無断で変更したとき又は他の者に転貸したとき。
 - ウ 本学の事業に支障を生じることとなったとき。
 - エ 施設を滅失及びき損するおそれが生じたとき。
 - オ 公序良俗に反するおそれがあることが判明したとき。
 - カ 不動産管理に支障が生じたとき。
 - キ その他貸付条件等を守らないとき。
- 8 前2項により貸付許可を取消し、又は借受を中止した場合であっても既納の貸付料等は、原則として還付しない。
- 9 不動産管理上必要があるときは、本学関係職員は随時貸付中の施設に立ち入り必要な指示を与えることができる。
- 10 その他詳細については、その都度本学関係職員が指示する。

別紙様式第3（第4関係）

不動産借受中止届

平成 年 月 日

埼玉大学長 殿

使用者

（住所又は所在地）

（事業所又は団体名）

（代表者氏名）

⑩

（使用責任者氏名）

（電話）

平成 年 月 日付で許可のあった貴学不動産の借受を中止します。